

施 工 条 件 の 明 示

工事名：事業間連携砂防等事業（火山砂防） 2号堰堤工右岸
 路線名：利根川支川 奈女沢
 箇所名：利根郡 みなかみ町奈女沢 地先

明 示 関 係	明 示 事 項
工程関係	・ 工事工程報告書を、群馬県県土整備部関係建設工事工程管理要領に基づき、月末までに監督員に提出すること。 また、万一、20%以上工程が遅延した場合は、遅延回復措置書を提出し、遅延回復の措置を講じること。
	・ 本工事区間は、別途発注による2号堰堤工事用道路工事、1号堰堤スリット工事が施工中であるため、相互の連絡調整を密に行うこと。
用地関係	・ あらかじめ官民境界を確認し県有地内で施工すること。 境界立会等が必要な場合は、日程等について監督員と協議すること。
	・ 工事に必要な施工ヤード等は、請負者の責任により確保すること。その際、法令・規則等を遵守すること。
公害対策関係	・ 施工時に発生する騒音、振動等について事前に、隣接する施設の所有者又は責任者に十分な説明をすること。
	・ 土砂埃等で道路を汚さないよう十分注意すること。 また、やむを得ず汚した場合は速やかに清掃すること。
	・ 刈り取った草は集草し、適正に処理すること。また、野焼きによる焼却処分は法律により禁止されているので絶対に行わないこと。
	・ 起業地内からの土埃の発生を抑制するため、乾燥が激しい場合は散水等の措置を講じること。
	・ 廃棄した生コンクリートは適正に処理し、打継面処理等により発生した汚濁水が河川や田畑等に流入しないよう注意すること。
安全対策関係	・ 本工事の施工にあたり、就労者の安全を確保するため、「労働安全衛生規則」及び「土木工事安全施工技術指針」「建設機械施工安全技術指針」等を遵守すること。
	・ 本工事の施工にあたり、公衆に対する危害等を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守すること。
	・ 工事用車両が一般道路を通行する場合、交通関係法令を遵守するとともに見通しのきかない場所等には、必要に応じて安全確保のための交通誘導員を配置すること。
	・ 本工事に関する標示板及び安全施設等の設置を完了したときは、「建設工事の安全管理に関する共通仕様書」に基づき、段階確認を受けることとし、設置状況等については「土木工事写真管理要領」に基づき写真撮影し記録すること。（夜間作業を行う場合は、夜間状況の写真も提出すること）

明 示 関 係	明 示 事 項
	・当工事は、施工期間の気温上昇が想定されることから、工事現場の安全（熱中症）対策に充分配慮すること。なお、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、現場管理費の補正については、設計変更の対象とする。
工事用道路及び仮設備関係	・工事用道路の設置にあたっては、その位置及び構造等について施工計画書に記載するとともに、防塵・汚濁水流出防止等の維持管理を徹底すること。 ・施工ヤード等を現場外に設置する場合は、その位置及び構造等について施工計画書に記載するとともに、防塵・汚濁水流出防止等の維持管理を徹底すること。 ・資材運搬に使用する既設道路については、あらかじめ路面現況等について調査・記録し、補修等が必要となった場合は監督員と協議すること。
建設発生土・産業廃棄物関係	・本工事は建設副産物実態調査の対象工事であるため、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）へ登録し、「登録証明書」を発注者に提出すること。また、これら計画の実施状況は、工事完了後速やかに発注者まで提出すること。 ・本工事で発生するアスファルト塊（コンクリート塊）については、中間処理費及び12.3km分の運搬費用を見込んでいる。処理方法等を変更する場合は、別途監督員と協議すること。なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し監督員に報告すること。 ・本工事で発生する建設発生土に関しては自工区区内での流用を検討しているため工区内運搬を計上している。 ・特定建設資材の処分が発生する場合は、建設リサイクル法（第12条第1項、第13条第1・2項及び第18条）に従うこと。（対象：請負金額が500万円以上の建設工事） ・本工事実施にあたっては、群馬県土木工事標準仕様書「1-1-1-36 ダンプトラック等による過積載等の防止について十分留意すること。
工事支障物件関係	・工事着手前に支障となる物件について調査し、該当する物件がある場合は速やかにその位置関係が分かる図面を監督員に提出し協議すること。
塩化物・アル骨材反応対策	・本工事は、塩化物総量規制の対象構造物が含まれているため、「コンクリートの耐久性向上仕様書（土木編）」に基づき実施すること。 ・本工事は、アルカリ骨材反応抑制対策の対象構造物が含まれているため、「コンクリートの耐久性向上仕様書（土木編）」に基づき実施すること。
コンクリート構造物の品質確保	・コンクリートの水セメント比について、鉄筋コンクリートは55%以下、無筋コンクリートは60%以下とすること。ただし、均しコンクリート等を除く。 「土木工事におけるコンクリート品質確保基準の運用について」により、重要構造物に使用するコンクリートの圧縮試験は、工種毎の試験回数数の半数以上を原則として第三者試験機関により実施するものとする。ただし、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場およびISO9001認証取得工場のレディミクストコンクリートを使用する場合は、試験回数数の1/3以上を第三者機関により実施することとする。 なお、第三者試験機関による実施が著しく困難な場合には、第三者試験機関による試験回数を1回以上実施し、その他機関による試験回数数の1/3以上を監督員の立会いのうえ実施するものとする。

明 示 関 係	明 示 事 項
排出ガス対策型建設機械関係	・設計書において、建設機械に排出ガス対策型と明記してあるものについては、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とするが、従来型の建設機械を使用する場合は、監督員に工事打合せ書を提出し、監督員の承諾を得ること。
薬液注入工関係	特になし
日用許可案件関係	特になし
契約工期関係	・本工事は、令和9年3月31日までの工期としている。 なお、本契約の工期は、発注者積算の標準工期が確保されていないことから、契約締結後、建設工事請負契約約款に基づき、適切な工期での契約変更に向け、受注者と発注者で協議する。 ・本工事は、過去5年間(令和3年～令和8年)の8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた猛暑日日数として、4日間の工期加算を行っている(環境省の沼田地点の値を使用)。 施工期間の猛暑日日数が標準工期で見込んでいる日数以上にあり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合、受注者は、施工期間中の猛暑日日数を発注者に提出することで、工期の延長変更を請求することができるものとする。
その他	・契約後、速やかに設計内容の照査を行い、施工計画等について監督員と打合せをすること。 ・本工事は中間技術検査対象工事であるため、検査実施時期を勘案し中間技術検査願いを提出すること。日程等について別途連絡するので、検査日までに工事管理書類等を整備すること。 ・設計図書内表示のとおり再生材を使用すること。ただし、やむを得ない事情等により使用することが出来ない場合は監督員と協議すること。 ・工事完成通知書、完成引渡書及び着工前・完成写真の電子データを工事完成後、速やかに監督員及び工事事務担当者に提出すること。 ・「群馬県建設工事適正化指導要綱」に則り関係書類を提出すること。 ・本工事は、ぐんま電子納品システム利用対象工事であるため、「群馬県CALS/ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン(案)」に基づき利用する。また、現場代理人等指定通知書提出時に、契約担当者届出書を合わせて工事事務担当者へ提出すること。システムの利用にあたり、受注者とシステム提供者の間で利用契約を結び、システム利用料を支払うこと。システム利用料については、共通仮設費の率分に含まれている。 ・県外産の工事材料を使用する場合には、その理由を付した材料使用承認願いを事前に監督員に提出し、監督員の承諾を得ること。 ・図面と現場の不一致を減らすためのチェックシート「様式1」及び「様式2」の内容について詳細な確認を行い監督員と協議すること。調査結果は「施工計画書」により監督員の了解を得るとともに電子データを監督員へ1部提出すること。 ・本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材の調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。 ナフサを由来とする建設資材について別途調達経費が必要となる場合には、「技術基準(中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更)について」に基づき、監督員と協議すること。

明 示 関 係	明 示 事 項
	・工事完成予定日の約1か月前までに、監督員と完成検査時期の調整を行い、検査日程の見通しを共有すること。なお、工事の進捗により早期完成が見込まれる場合は、工期内検査の実施について監督員と協議すること。 ・工事の実施にあたっては、最新の基準類を確認しながら実施するものとする。最新の基準類については、「群馬県県土整備部基準通知システム」に掲載しているため、下記URLから確認すること。 【基準通知システム】 https://kendo-gunma.viewer.kintoneapp.com/public/7fb9a4c6c64dd918b03b885c3d4670af87fe1dd0be350dba2ba4dc1906a7bc27 ・当工事は「現場閉所による週休2日制現場（発注者指定型）」の実施対象工事である。「週休2日制現場の実施要領」に基づき工事を実施すること。なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、35日を見込んでいる。 ・当工事は「建設キャリアアップシステムの活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用工事実施要領」に基づき、工事を実施すること。 ・当工事は「建設現場におけるWeb監督（遠隔臨場）」の対象工事であるため、「建設現場におけるWeb監督（遠隔臨場）工事実施要領」に基づき、実施方針を監督員と協議のうえ、施工計画書に反映すること。 ・当初設計では令和9年7月4日までの279日間（工事完成期限日）として冬期補正率の計算対象としている。